

— 目 次 —

序章 都市計画マスタープラン策定にあたって

1. 計画策定の背景.....	2
2. 都市計画に関する近年の動向.....	2
3. 計画の位置づけと対象.....	3
4. 計画の構成.....	4

第1章 全体構想

第1節 大田市を取り巻く環境

1. 大田市の概況.....	6
2. 都市の状況.....	10
3. 市民意向.....	13
4. 上位計画.....	17

第2節 大田市の特性と課題

1. 都市づくりの特性.....	19
2. 都市づくりの課題.....	22

第3節 都市計画の基本目標

1. 都市づくりの理念と目標.....	23
2. 将来都市像.....	24
3. 将来都市構造.....	25
4. 将来人口フレーム.....	27

第4節 都市整備の方針

1. 土地利用の方針.....	28
2. 道路・交通体系整備の方針.....	31
3. 公園・緑地整備の方針.....	34
4. 景観形成の方針.....	35
5. その他の施設の方針.....	37
6. 市民参加の方針.....	38

第2章 地域別構想

第1節 地域区分

1. 地域区分の考え方.....	40
2. ブロックの編成.....	40

第2節 地域別構想

1. 中央ブロック.....	41
2. 東部ブロック.....	47
3. 西部ブロック.....	53
4. 三瓶ブロック.....	59
5. 高山ブロック.....	65
6. 仁摩ブロック.....	71
7. 温泉津ブロック.....	77

第3章 都市整備プログラム

第1節 重点的に取り組むべき事項

1. 都市計画区域の拡大・再編.....84
2. 用途地域等の土地利用の見直し.....85
3. 景観計画の推進.....87

第2節 都市整備の実現方策

1. 推進プログラム.....89
2. 推進体制.....90
3. 計画・事業の見直し.....91
4. きめ細かい地域づくりのための法・制度の活用.....92

参考資料

1. 大田市都市計画マスタープラン策定経緯.....98
2. 大田市都市計画マスタープラン策定委員会.....98
3. 用語解説.....99

序 章

都市計画マスタープラン策定にあたって

序章 都市計画マスタープラン策定にあたって

1. 計画策定の背景

現行の都市計画の枠組みは、昭和 43 年の新都市計画法の施行によって確立され、その後、社会情勢の変化、国民生活における価値観やライフスタイルの多様化などに対応するため、平成 4 年に都市計画法が改正され、様々な施策・制度の追加・見直しとともに、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市計画マスタープランを策定すべき旨が定められました（法 18 条の 2）。

このような背景を有する都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもと、住民の意見を反映させながら、まちづくりの具体的な将来ビジョンと地域別の整備の方針を定め、地域からの個性あるまちづくりを進めるものです。

2. 都市計画に関する近年の動向

平成 12 年には、地域の実情に応じたメリハリのある都市計画制度の運用が可能となるよう、抜本的な法改正が行われ、良質な環境の確保のための制度の充実や開発許可制度の見直しなどの改正がなされました。また、県は全ての都市計画区域において「都市計画整備、開発及び保全の方針」の策定が義務付けられ、市町村は、「都市計画整備、開発及び保全の方針」に即し、都市計画マスタープランを定めるものとされています。

その後も、平成 18 年のまちづくり 3 法（改正都市計画法、大店立地法、中心市街地活性化法）の見直しにより、大規模集客施設の立地が制限されるなど、まちづくりに関する考えや法制度は、社会情勢の変化に応じて常に変化しています。

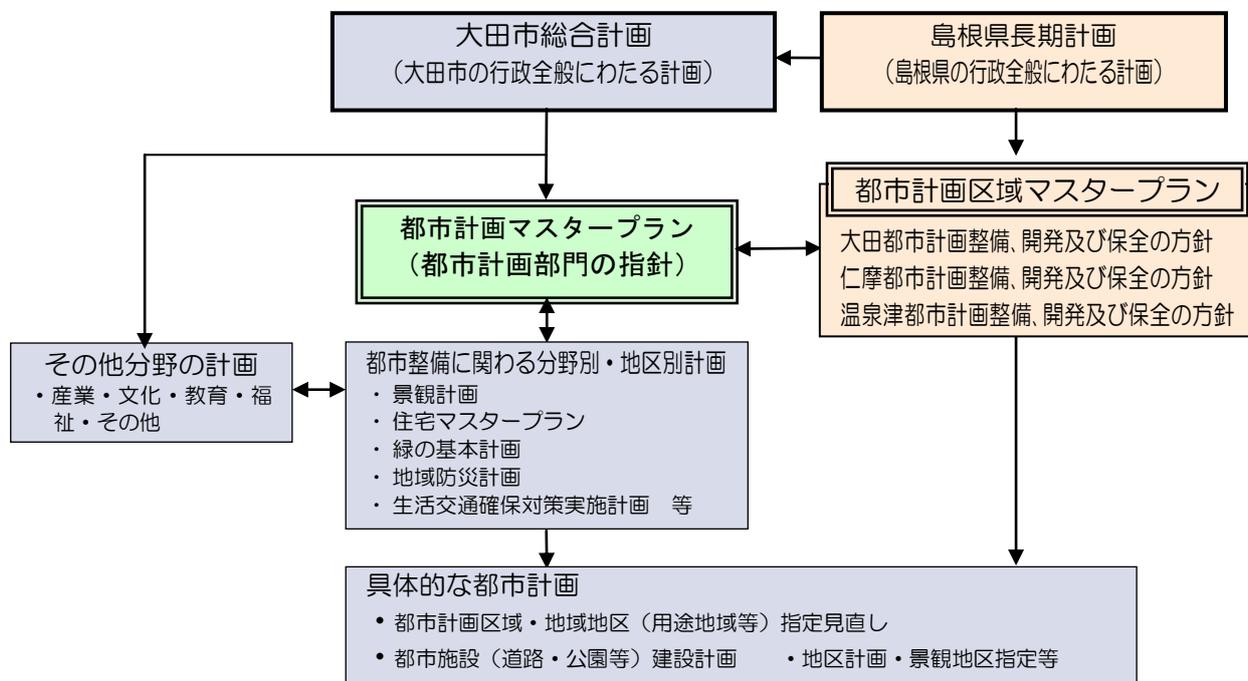
3. 計画の位置づけと対象

(1) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、大田市総合計画を上位計画とし、島根県が策定している都市計画区域マスタープランと整合をとりながら策定するものとします。

また、都市整備に関わる分野別の各種計画と整合をとりながら、都市計画事業やまちづくり施策を進めていくものとします。

■都市計画マスタープランの位置づけ



(2) 計画の対象

①計画の目標年次

本計画は、平成 20 年度から概ね 20 年間を対象期間とし、長期的な都市の将来像を展望して策定します。ただし、具体的な整備については、大田市総合計画との整合性を踏まえ、概ね 10 年後の平成 28 年度を目標年次とし、社会状況の変化等により必要に応じて見直していくものとします。

②計画対象区域

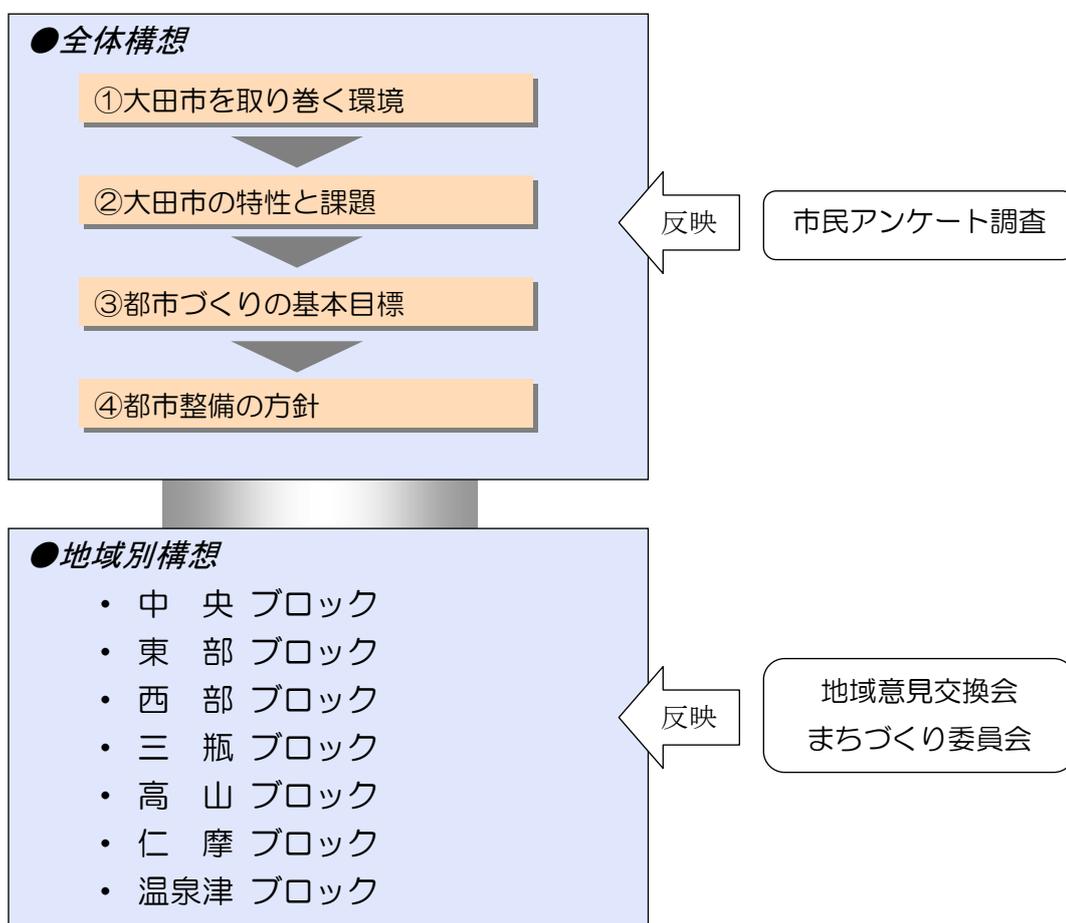
本計画は、市街地と集落の連携、周辺の自然環境との調和を図りながら、望ましい土地利用や都市整備を実現していくため、大田市全域を対象とします。

4. 計画の構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想により構成されます。全体構想では、市全域の都市計画の特性と課題を踏まえながら、将来の都市像や分野別の都市整備方針を設定します。地域別構想では、中央・東部・西部・三瓶・高山・仁摩・温泉津の7ブロックごとの将来像と実現に向けた整備方針を設定します。

また、策定にあたっては、市民アンケート調査等を通じて、広く市民の意見を取り入れるとともに、地域別構想にあたっては、地域ごとに意見交換会を開催するとともに、まちづくり委員会と連携しながら策定することとします。

■都市計画マスタープランの策定フロー



第 1 章 全体構想

第1節 大田市を取り巻く環境

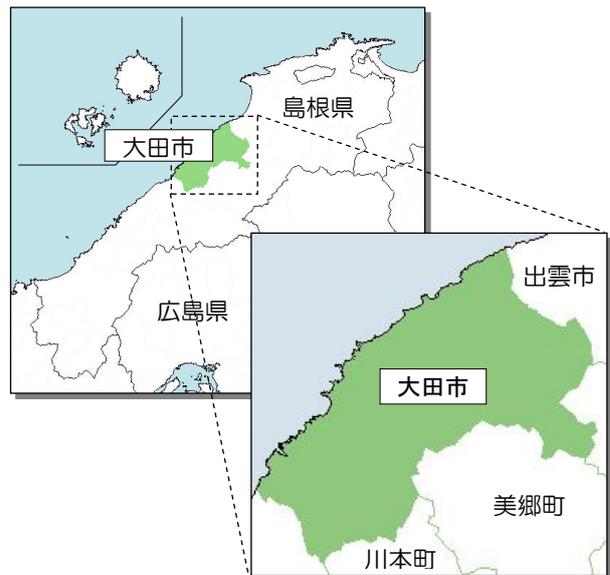
1. 大田市の概況

(1) 位置・地勢

島根県のほぼ中央部に位置し、東は出雲市、西は江津市、南は飯南町、美郷町、川本町に接し、北部は日本海に面しています。

総面積は 436.11k m²で、北東から南西に伸びる海岸線は 46 kmにおよび、平坦部から山間部へと奥深い行政区域を有しています。南東部に標高 1,126mの三瓶山、南西に 808mの大江高山があり、これらを主峰とする連山に囲まれ山間傾斜地が多く複雑な地形を呈しています。

■大田市の位置図



(2) 自然条件

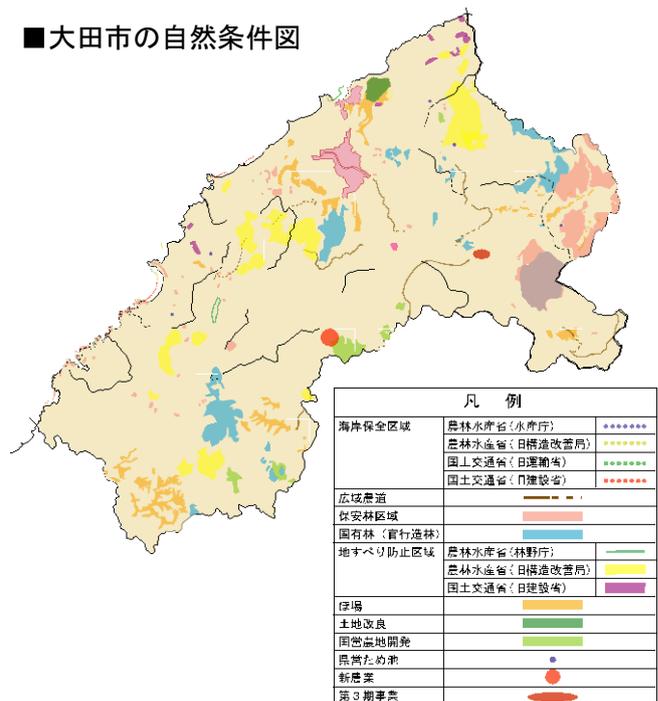
<地形>

本市は、山林が市の面積の 50%以上を占め、田畑は 10%を占めています。山林は保安林や国有林などにより、貴重な自然環境を形成しています。本地域の北部は日本海に面していますが、急峻な中国山脈が海岸に迫っているため山林原野が多く、平坦地が少ない状況です。

<気候>

気候は、日本海型気候に属し、比較的温暖ですが、山間地域と平坦地域ではかなりの気温差があります。

■大田市の自然条件図



(3) 歴史的変遷

出雲地域と石見地域の境界に位置しており、双方の文化の中継点として、さらには、鎌倉時代末期に発見されたといわれる石見銀山を中心に発展し、戦国時代から江戸時代初めにかけては日本経済のみならず世界経済にも大きな影響を与えた地域として栄えてきました。

石見銀山は、市域中央の大森にあり、戦国時代から江戸時代にかけて日本最大の銀山と言われました。1526年、大内氏の支援によって博多の神屋寿禎が開発に成功し、その後、大内氏やその後継である毛利氏と出雲の尼子氏の間で銀山争奪戦が繰り返されました。江戸時代には幕府直轄領となり、石見銀山領が置かれ、江戸期にほぼ掘り尽し、1920年代に休山しました。

昭和28年に制定された町村合併促進法の施行を機に、昭和29年に市制を施行して以来、4次にわたる合併を経てきた「大田市」と、昭和29年にそれぞれ町村合併し、町制を施行した「温泉津町」「仁摩町」は、平成17年10月1日に合併し、新生「大田市」となりました。



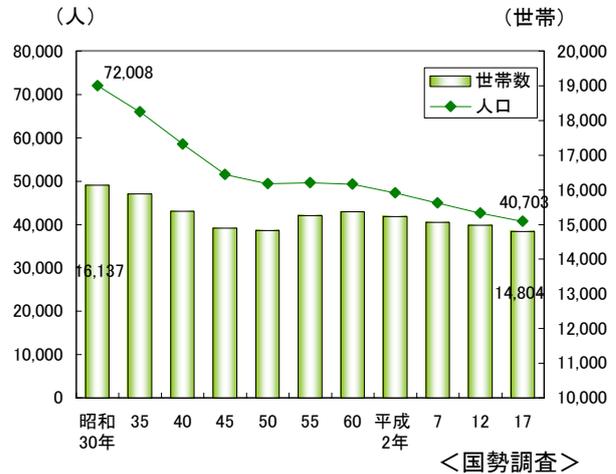
大森地区の街並み

(4) 人口・世帯

本市の人口は、平成 17 年で 40,703 人となっています。特に、近年では、大幅な自然減少、転入者数の減少が目立ち、今後も減少傾向が続くことが想定されます。

世帯数については、昭和 60 年以降、減少傾向が続いており、平成 17 年で 14,792 世帯となっています。

■大田市の人口・世帯数の推移



■大田市の人口動態

年次	自然動態			社会動態			死産	婚姻	離婚
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減			
平成13年	299	577	-278	1,375	1,247	128	8	185	58
平成14年	328	554	-226	1,221	1,332	-111	11	172	66
平成15年	299	557	-258	1,184	1,344	-160	8	172	65
平成16年	303	573	-270	1,171	1,396	-225	9	165	65
平成17年	260	638	-378	1,017	1,145	-128	3	146	62

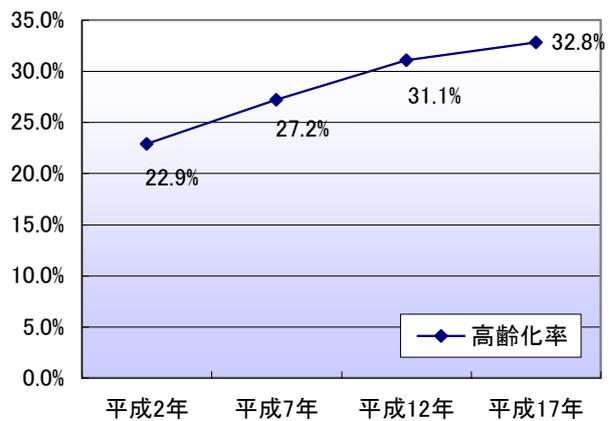
＜統計でみる大田＞

(5) 年齢別人口

高齢化が進行し、平成 17 年では高齢化率が 32.8%となっています。

平成 7 年から平成 17 年の 10 年では、女性の高齢者が大幅に増加しているとともに、少子高齢化や若年層の流出が目立ちます。

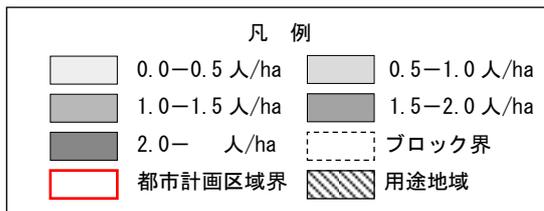
■大田市の高齢化の推移



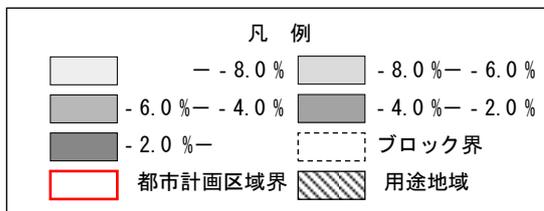
＜国勢調査＞

(6) ブロック別人口

ブロック別の人口密度は、西部ブロックで2.52人/ha、中央ブロックで1.51人/haと高く、三瓶ブロック、高山ブロックでは0.5人/ha以下となっています。



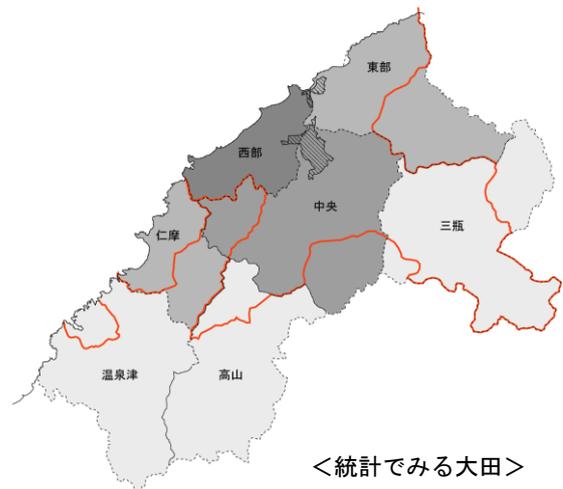
ブロック別の人口は全ての地区で減少傾向にあります。特に、三瓶、高山、温泉津ブロックでは、減少の割合が大きくなっています。



■大田市の地区別人口密度



■大田市の地区別人口増減率 (H12-H17)

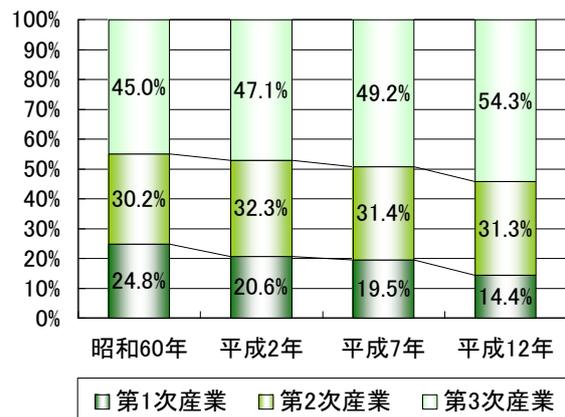


(7) 産業動向

就業人口は、減少傾向で推移しており、平成12年で20,893人となっています。

産業別に就業者数の推移をみると、第1次産業就業者数及び第2次産業就業者数は一貫して減少傾向にあり、第3次産業就業者数は横ばい傾向にあります。

■大田市の産業従業者数の割合



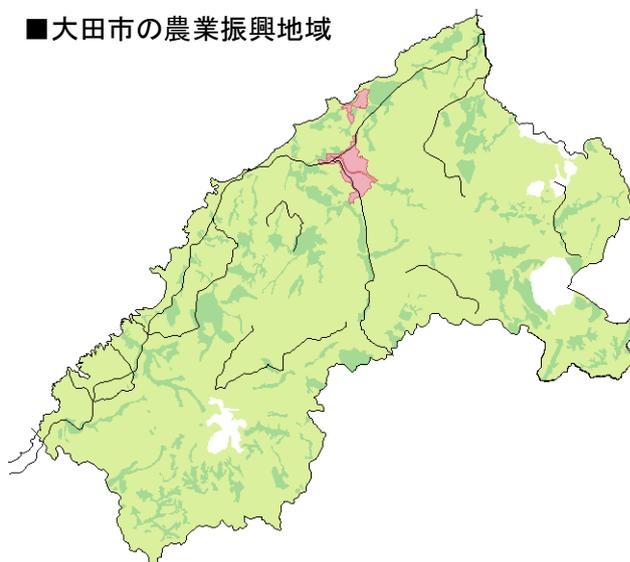
2. 都市の状況

(1) 土地利用

本市には、大田都市計画区域、仁摩都市計画区域、温泉津都市計画区域を有しており、大田都市計画区域の中心部では、商業系、住宅系を中心とした用途地域が指定されています。

市街地周辺や南側に延びる国道や農道沿道、河川沿いでは、農用地区域に指定され、農地の保全が図られています。今後も貴重な自然資源として優良農地の保全と、耕作放棄地の有効活用が求められます。

■大田市の農業振興地域



凡 例			
	農業振興地域		農用地
	用途地域		都市計画区域

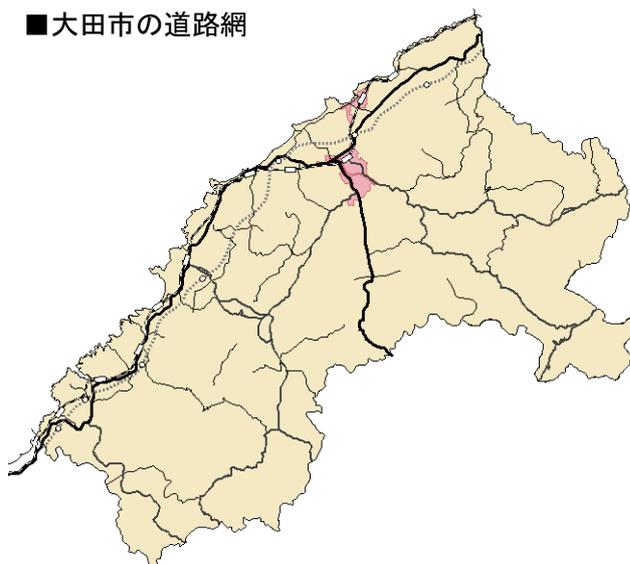
(2) 都市施設

①道路・交通体系

出雲市と江津市を結ぶ国道9号と美郷町を結ぶ375号がT字型に本区域の骨格をなしており、主要地方道6路線、県道20路線が市内の各地区に放射線状に通っています。また、中央地域の用途地域内や、仁摩地域の市街地では、都市計画道路の指定がされています。

自動車専用道路として、山陰道「出雲仁摩線」「仁摩温泉津線」の整備に着手されています。

■大田市の道路網



凡 例			
	山陰道		一般国道
	主要地方道		一般県道
	用途地域		都市計画区域

②公園・緑地

市内に 11 ヶ所 (166.37ha) の都市公園があり、用途地域内を中心に街区公園が整備されています。櫛島公園や大田市民公園 (総合公園)、仁摩健康公園 (地区公園)、及び石見銀山公園 (歴史公園) は、市民や観光客の憩いの場として利用されています。

また、地域を代表する三瓶山は、国立公園三瓶山に指定されており、自然体験等で利用される観光資源、市を象徴する自然景観資源となっています。

■大田市の公園・緑地等

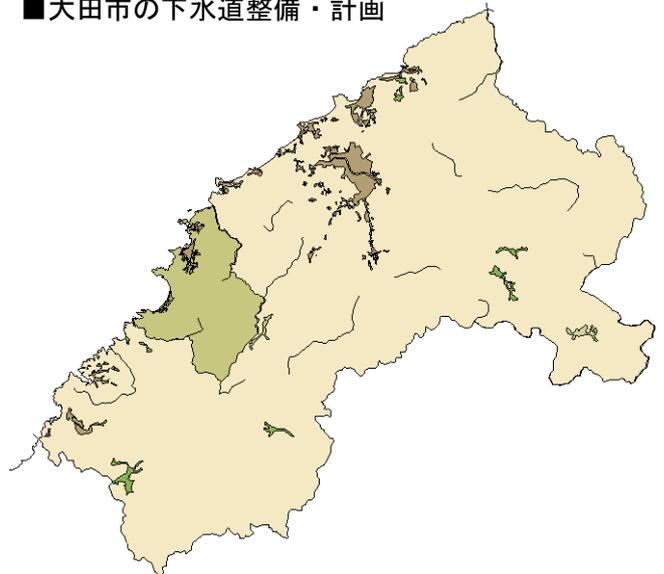


凡 例			
●	街区公園	■	総合公園・特殊公園
■	国立公園	—	河川
■	用途地域	---	都市計画区域

③下水道等

大田の中心市街地や仁摩・温泉津地域の市街地では公共下水道が整備されています。平成 17 年度末における汚水処理施設の整備率は 13.5%と全国や島根県と比較しても低い状況にあり、周辺の農村や漁村では、農業・漁業集落排水による汚水処理事業を進めています。

■大田市の下水道整備・計画

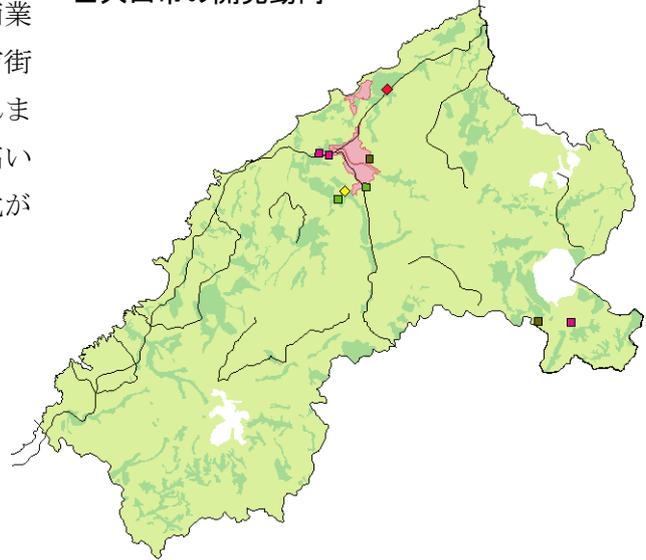


凡 例			
■	公共下水道	■	特定環境保全公共下水道
■	農業集落排水施設	■	漁業集落排水施設
■	生活排水処理施設	---	都市計画区域

(3) 開発動向

近年では、国道9号沿道における商業系の開発行為がみられるとともに、市街地周辺では住宅用の開発行為がみられます。今後も幹線道路沿線の利便性の高い地域においては、商業・住宅の郊外化が懸念されます。

■大田市の開発動向



凡 例	
■	公社・公団・公営の公的住宅地造成 (H8. 4-H12. 3 に完了)
■	開発許可による開発行為 (住宅用) (H8. 4-H12. 3 に完了)
■	開発許可による開発行為 (商業用) (H8. 4-H12. 3 に完了)
◆	開発許可による開発行為 (住宅用) (H13. 4-H14. 10 に完了)
◆	開発許可による開発行為 (商業用) (H13. 4-H14. 10 に完了)
■	用途地域
---	都市計画区域

3. 市民意向

(1) 将来像についての市民意向

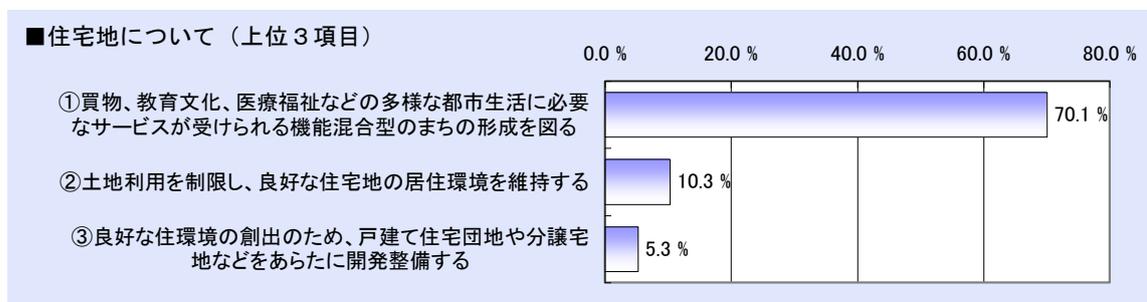
本市の将来像について、「商業や公共の機能などが充実し、生活に便利なまち」が33.9%と最も多く、特に中央ブロックと東部ブロックにおける回答が多くなっています。温泉津ブロックや仁摩ブロックでの回答は、「山並みや海岸部の水辺を守り、自然あふれる美しいまち」が多く、全体でも31.7%となっています。



(2) 土地利用についての市民意向

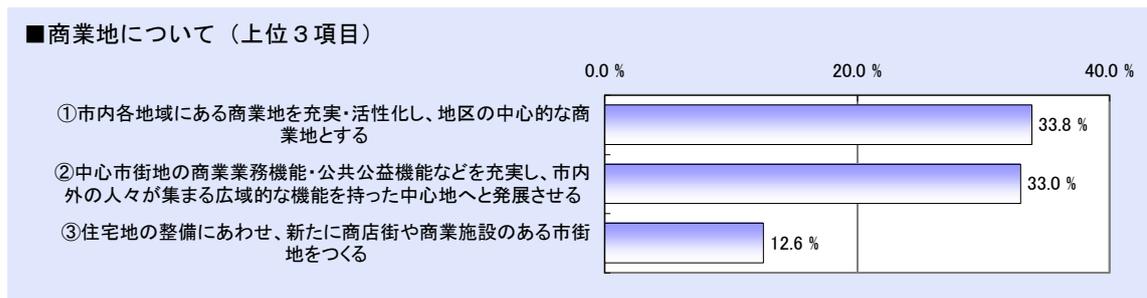
①住宅地

住宅地については、「買物、教育文化、医療福祉などの多様な都市生活に必要なサービスが受けられる機能混合型のまちの形成を図る」が70.1%と最も多くなっています。



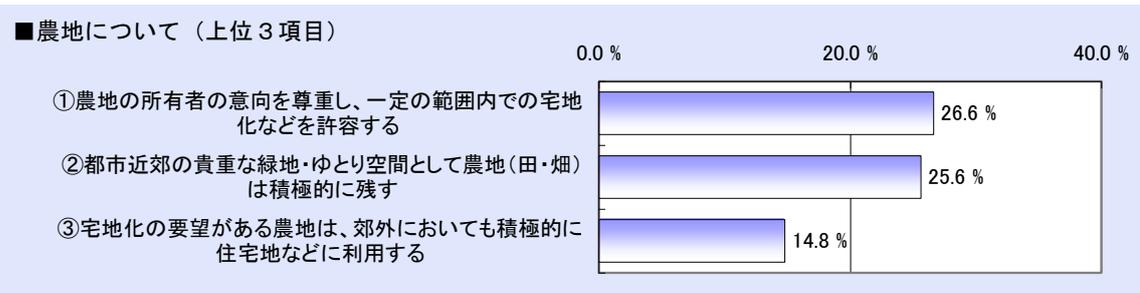
②商業地

商業地については、「市内各地域にある商業地を充実・活性化し、地区の中心的な商業地とする」が33.8%と多く、日常的な身近な商業地の充実が求められます。



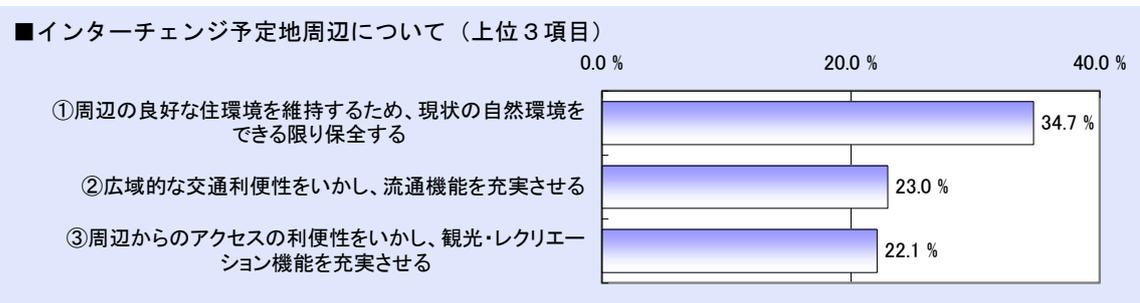
③農地

農地については、「農地の所有者の意向を尊重し、一定の範囲内での宅地化などを許容する」が26.6%、「都市近郊の貴重な緑地・ゆとり空間として農地（田・畑）は積極的に残す」が25.6%となっており、都市近郊の計画的な土地利用が求められます。



④インターチェンジ予定地周辺について

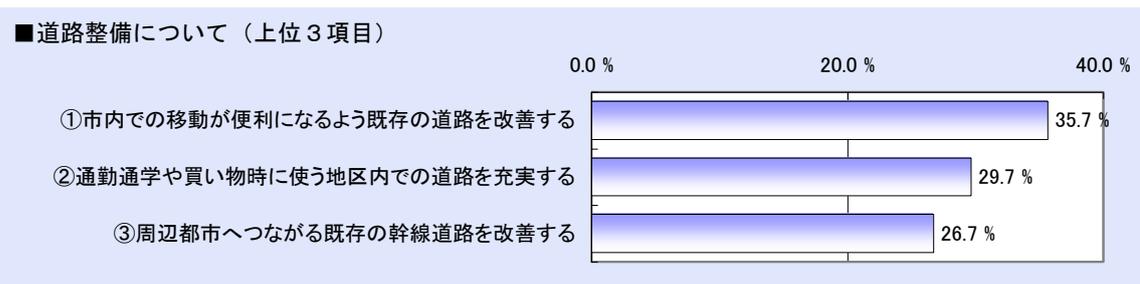
インターチェンジ周辺については、「周辺の良い住環境を維持するため、現状の自然環境をできる限り保全する」が34.7%と多く、対象となる地域においてもその意向が強い状況にあります。



（3）具体的なまちづくり方策についての市民意向

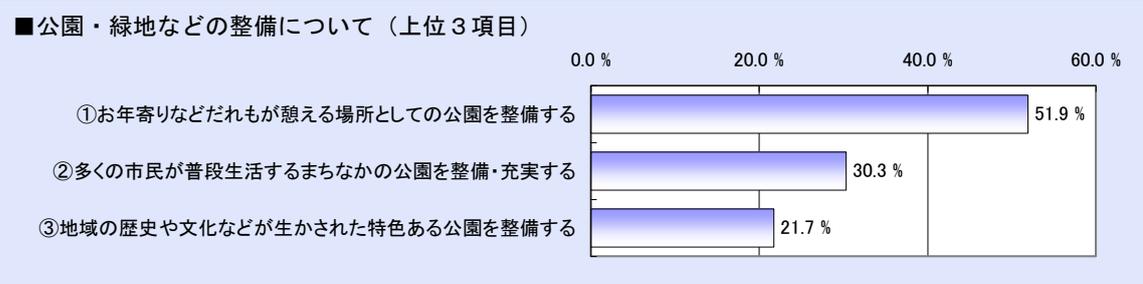
①道路整備

道路整備については、「市内での移動が便利になるよう既存の道路を改善する」が35.7%と多く、新しい道路を整備するよりも、既存の道路を改善する意向が強くなっています。



②公園・緑地などの整備

公園・緑地などの整備については、「お年寄りなどだれもが憩える場所としての公園を整備する」が51.9%と多くなっています。



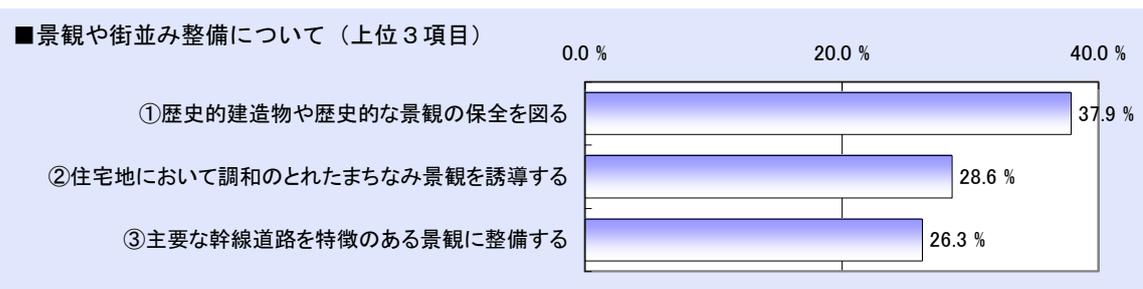
③自然や緑の保全

自然や緑の保全については、「休耕している田畑を借用し市民農園の整備を推進する」が35.2%と多く、特に三瓶・高山・温泉津ブロックで多くなっています。



④景観や街並み整備

都市景観やまちなみ整備については、「歴史的建造物や歴史的な景観の保全を図る」が37.9%と多く、特に高山・温泉津ブロックで多くなっています。



(4) まちづくりへの参加、役割分担についての市民意向

①まちづくりの市民の役割

まちづくりの市民の役割について、「自分の住んでいるまちや地域に関心を持つこと」が70.6%と多く、10歳代から30歳代の若年層では、「大田市や地域の将来計画について市民側から提案すること」の回答も多くなっています。

■まちづくりの市民の役割について（上位5項目）



②まちづくりへの参加手法

まちづくりへの参加の手法については、「まちづくりの計画を市民と協力して行うこと」が19.9%、「市民と行政の話合いや相談の場を設けること」が17.8%と多く、市民と行政が協力し、直接話し合いを行いながら、まちづくりを進めていくことが求められます。

■まちづくりへの参加手法について（上位5項目）



4. 上位計画

(1) 大田市総合計画

●まちづくりの基本理念と将来像

【まちづくりの基本理念】

新しいまちづくりを考える中では、地域資源を効果的に活用し、「魅力あるまち」「活力あるまち」にしなければなりません。そのためには、これらの地域資源の価値を市民一人ひとりが再評価し、ネットワーク化することにより、あらためて「大田市の魅力」を創造する必要があります。

また、新しいまちを創造するにあたり、市民と行政との協働は不可欠であり、行政の果たすべき役割の明確化と市民の主体性の掘り起こしを行い、そのための人材育成を積極的に推進し、「知恵と力」を結集することにより豊かな未来を築かなければなりません。

さらに、地域の活性化に向けては、コミュニティのブロック化を推進する中で、各ブロックの特性を生かしたまちづくりを進めます。

【大田市の将来像】

自然・歴史・ひとが光り輝くだれもが住みよい県央の中核都市

●まちづくりの戦略

新生「大田市」を創造する3つの力

● **魅力あるまちづくり**

● **活力あるまちづくり**

● **協力によるまちづくり**

- 石見銀山遺跡の保全・活用
- 歴史や自然等多彩な地域資源等のネットワーク化
- 快適な都市環境の整備
- 道路ネットワークの整備推進
- 地域間交流の促進と交流人口の拡大 など

●まちづくりの基本方針

**地域資源のネットワークによる
活発な産業づくり**

**だれもが住みよく、安心・
やすらぎを感じる生活づくり**

**県央の中核都市にふさわしい、
快適な基盤づくり**

**石見銀山をはじめとする歴史文
化をいかした創造的な人づくり**

**自然との共生や循環型社会を
目指す生活環境づくり**

参画と協働によるまちづくり

【関連施策】

1. 総合的な土地利用の促進
2. 快適な都市環境の形成
3. 人・物の交流を支える道路ネットワークの形成
4. 暮らしを支える生活交通の確保
5. 生活の質を高める情報通信網の整備・活用
6. 安全な生活の確保

1. 自然と共生したまちづくりの推進
2. 廃棄物等の処理と再資源化の促進による循環型社会の構築
3. 飲料水の安定的な確保と供給

(2) 都市計画区域マスタープラン（島根県策定）

● 大田都市計画整備、開発及び保全の方針

都市計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整備事業や都市公園、公営住宅等による都市基盤整備 ・ コンベンション機能やレクリエーション機能の充実 ・ 中心市街地の商業活性化 ・ 自然資源を活かした観光産業の振興 ・ 県央の中心都市として、「地域の核としての機能」を形成し、都市機能の集積を図る地域としての位置づけ
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化遺産、豊かな自然環境を活かした魅力的な都市づくり ・ 人、物、情報が行き交う都市づくり ・ 県央の中核都市として都市機能の充実した都市づくり ・ 個性と活力のある産業を創出する都市づくり ・ 田園環境と調和のとれた都市づくり
区域区分の決定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本都市計画に区域区分を定めない

● 温泉津都市計画整備、開発及び保全の方針

都市計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療、福祉、防災、防犯など人々の日常生活を支える基礎的機能の十分な確保、条件整備の促進 ・ 市町村間の広域的な連携と機能分担を行い、地域固有の資源や特性を最大限に生かした個性的な地域づくり
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住みよさ実感基盤整備のまちづくり ・ 地域資源を活かした交流あふれる産業のまちづくり ・ 歴史文化を活かした生涯学習・文化のまちづくり ・ 安心・やすらぎを実感するまちづくり ・ 豊かな自然と暮らしが共生するまちづくり
区域区分の決定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本都市計画に区域区分を定めない

● 仁摩都市計画整備、開発および保全の方針

都市計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療、福祉、防災、防犯など人々の日常生活を支える基礎的機能の十分な確保、条件整備の促進 ・ 市町村間の広域的な連携と機能分担を行い、地域固有の資源や特性を最大限に生かした個性的な地域づくり
都市づくりの基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で暮らしやすいまちづくり ・ 活力ある魅力的なまちづくり ・ やすらぎのあるまちづくり ・ やさしく安心して住みよいまちづくり ・ 元気で心ふれあうまちづくり
区域区分の決定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本都市計画に区域区分を定めない

第2節 大田市の特性と課題

1. 都市づくりの特性

(1) 土地利用の特性

	特性のまとめ
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 市街地には低層住宅地が広がり、中層住宅が点在している。 市街地周辺は山に囲まれ、市街地を流れる三瓶川などにより、良好な住宅地を形成している。 仁摩地域や温泉津地域の既成市街地は、一定の生活機能が集積しているとともに、周辺の自然環境により、快適な住宅地となっている。
商業業務地	<ul style="list-style-type: none"> J R大田市駅周辺は、土地区画整理事業や地区計画指定により、計画的な市街地形成を図りつつある。 J R大田市駅南側は商店街や業務地があり、その背後地には住宅地が広がっているが、近年は中心市街地の空洞化がみられる。 国道9号沿道では、駐車場と一体となった大規模商業施設や飲食店が立地している。 J R久手駅周辺では地域住民の日常生活を支える商店が立地している。
工業地	<ul style="list-style-type: none"> 大田町、長久町、鳥井町のそれぞれ一部では工業専用地域としての土地利用がされている。
農地・山地	<ul style="list-style-type: none"> 市内の50%以上を山林が占め、市の南部は三瓶山や大江高山などの山が連なっている。 市街地周辺や南側に延びる国道や主要地方道、県道沿道は、農用地区域に指定され、農地の保全が図られている。
歴史的市街地 (歴史的町並み)	<ul style="list-style-type: none"> 石見銀山遺跡や大森銀山の重要伝統的建造物群保存地区など、歴史資源が保存されている。 温泉津地域の市街地は、漁港や自然環境と一体となった歴史的な町並みが形成され、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。
市民の意向	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地については、商業・教育・福祉などの多様な機能が混合する生活利便性の高い住宅地づくりが求められている。 商業地については、日常の利便性を重視し、地域ごとの商業活性化が求められている。 農地については、緑地・ゆとり空間として保全しつつも、一定の範囲内での宅地が望まれている。

(2) 分野別の特性

①道路・交通体系

	特性のまとめ
都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> 中央地域の用途地域内や、仁摩地域の市街地では、都市計画道路指定がなされており、未着手道路についての整備・見直しが求められる。
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 自動車専用道路として、山陰道「出雲仁摩線」「仁摩温泉津線」の整備が着手されており、市内7ヶ所（朝山・久手・静間・仁摩・湯里・温泉津・福光）でインターチェンジの整備が予定されている。 国道9号・375号がT字型に本区域の骨格をなしており、主要地方道6路線、県道20路線が市内の各地区に放射線状に通っている。
生活道路	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や各集落へは市道が通っており、市民の日常生活の道路として、更なる改良整備と市民の安全のための改善が求められる。
市民の意向	<ul style="list-style-type: none"> 新しい道路整備よりも、既存の生活道路の改善が求められている。 インターチェンジ予定地周辺では、良好な住環境を維持し、現状の自然環境を保全する意向が高い。 鉄道・バスの利便性や歩行者や自転車の安全の確保の満足度が低い。

②公園・緑地

	特性のまとめ
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 市内に11ヶ所（166.37ha）の都市公園があり、大田市民公園や仁摩健康公園、櫛島公園など市民の憩いの場として整備されている。
国立公園	<ul style="list-style-type: none"> 地域を代表する三瓶山は、国立公園三瓶山に指定されており、市を象徴する自然景観資源となっていることから、自然環境の保全が求められる。
その他の緑地	<ul style="list-style-type: none"> 物部神社や喜多八幡宮などの寺社の緑・緑地が市街地内に点在しており、歴史的な緑地として保全が求められる。
市民の意向	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが憩える場所など、身近で多様なニーズに対応した公園・緑地が求められている。



三瓶山



喜多八幡宮

③自然環境・景観等

	特性のまとめ
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> 三瓶山周辺は、国立公園三瓶山に指定されている。 琴ヶ浜・大浦・久手海岸などの日本海沿岸の各所で海岸保全区域に指定されている。
景観	<ul style="list-style-type: none"> 三瓶山や日本海沿岸などの自然的景観資源が豊富であるとともに、公共施設などの都市的景観資源や観光景観資源を多く有している。 大森の町並みや温泉津の町並みやその周辺地域において、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を形成している。
市民の意向	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な景観の保全や、住宅地の景観形成が求められている。 景観づくりに関する身近な活動への参加意向が高い。 地域の自慢できる資源について、日本海の海岸や三瓶山などの自然資源が多い。



日本海の景観

④その他の施設

	特性のまとめ
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 大田の中心市街地や仁摩・温泉津地域の市街地では公共下水道の整備に着手し、山間地域では、農業集落排水による整備を進めている。
河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> 三瓶山から流れる三瓶川や静間川は、市街地において快適な親水空間となっている。 周辺部の潮川や忍原川なども、地域の貴重な自然環境を形成している。
公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 大田市街地や仁摩市街地では、図書館などの公共施設が充実しているほか、各地域・集落に公民館や集会所などの公共施設が整備されている。



三瓶川



あすてらす

2. 都市づくりの課題

都市の現況と都市計画の特性を踏まえ、今後の大田市における都市計画の視点から課題を次のように整理します。

<課題①>

島根県の県央に位置し、その位置特性を活かした魅力ある都市づくりが必要

本市は島根県の県央に位置し、市全域に市街地や集落が点在するとともに、その周辺は豊かな自然・歴史資源に恵まれています。その位置特性や地域特性を活かし、魅力ある都市づくりが求められます。

<課題②>

新しい大田市としての一体的な都市づくりが必要

現在は、大田都市計画区域、仁摩都市計画区域、温泉津都市計画区域の3つの都市計画区域を有していますが、新しい大田市としては、それらを一体的に考え、都市の形成に取り組むことが必要です。また、市内のネットワークにより地域間の連携を強化することで、総合的かつ効果的な都市づくりが求められます。

<課題③>

生活者の視点にたち、市民の快適な住まいと暮らしを創造することが必要

本市では高齢化が進行しており、市民意識調査においても、利便性と安全性が高いまちづくりが求められています。生活者の視点にたち、効果的な都市施設の整備を行うことにより、誰もが住みやすい快適な居住環境の形成が求められます。

<課題④>

都市への愛着と誇りを醸成していくことが必要

本市には、石見銀山や三瓶山などの市を代表する自然・歴史資源をはじめ、地域で継承されてきた文化や産業など、地域特有の様々な資源を有しています。貴重な地域資源を保全しながら、都市づくりに活用し、市民が愛着と誇りが持てる都市へと育てていくことが求められます。

<課題⑤>

都市づくりへの市民参加を通じて、合意形成による都市づくりが必要

本市では、「まちづくり委員会」等を通じて、市民のまちづくりに対する参加意識や協働意識が高まりつつあります。都市計画においても、市民が都市計画に参加する仕組みや体制を構築し、都市計画事業の実施にあたっては、住民合意のもとで円滑に進めていくことが求められます。

第3節 都市計画の基本目標

1. 都市づくりの理念と目標

(1) 都市づくりの理念

本市は、平成17年10月に石見銀山遺跡をシンボルとして、1市2町の合併により新しい大田市が誕生しました。上位計画である総合計画では、『自然・歴史・人が光り輝くだれもが住みよい県央の中核都市』を将来像として、新しい大田市のまちづくりを進めています。

都市計画分野において、総合計画の将来像を実現するため、都市づくりによって『自然・歴史・ひと』の『連携・交流』を強化していき、新しい大田市としての一体的な都市形成が望まれます。また、『だれもが住みよい』まちを目指して、生活者の視点にたった安全で安心の住環境の整備や都市基盤の整備等により、総合的かつ効果的な都市環境の形成が望まれます。

(2) 都市づくりの目標

前述した都市づくりの理念を念頭におき、本市が目指す都市づくりの目標を以下のように設定します。

【都市づくりの目標】

連携と交流によるだれもが住みよい都市づくり

また、地域間の連携や広域連携、世代間の交流などにより、新しい都市を創造するための3つの将来都市像を設定します。

- 魅力・活力・一体感のある新しい都市づくり
- 安全・安心・快適で誰もが住みよい都市づくり
- 自然・歴史・文化を育み継承する都市づくり

2. 将来都市像

3つの将来都市像を実現するための、目指すべき都市づくりの方向を掲げます。

魅力・活力・一体感のある新しい都市づくり

県央都市・大田市の玄関口として、魅力あるコンパクトな中心市街地形成を図るとともに、市内各地域においては、地域資源を活用した個性ある地域づくりを行い、元気で魅力ある都市を目指します。

新しい大田市としては、都市計画区域の再編・拡大により、一体的な土地利用を推進することが求められます。また、地域間交流による効果的な都市づくりを実現するため、計画的な土地利用コントロールや自然・歴史資源の活用により地域のネットワークを構築し、連携による一体的な都市を目指します。

安全・安心・快適で誰もが住みよい都市づくり

公園や公共施設、下水道などの都市機能の充実や景観に配慮した市街地・住宅地の形成により、快適で誰もが住みやすいまちの実現が求められます。また、子どもから高齢者まで安全・安心に生活できるよう、生活者の視点から、ユニバーサルデザインによる住環境整備を図るとともに、地震や水害などの自然災害に強い地域づくりを行い、安全で快適な都市を目指します。

自然・歴史・文化を育み継承する都市づくり

石見銀山遺跡や大森、温泉津などの歴史的な町並みなどの歴史・文化資源、国立公園三瓶山や琴ヶ浜に代表される日本海沿岸などの自然景観、瓦産業などの地域の伝統産業や伝統芸能などは、地域固有の資源として保全するとともに、まちづくりに活用することが求められます。計画的な土地利用コントロールや都市環境整備にあたって自然環境への配慮などにより、地域に残る自然・歴史資源を保全・活用し、市民の誇りとして継承する都市を目指します。

3. 将来都市構造

(1) 拠点の方針 <地域の特色を活かした拠点の形成>

- ・大田市駅周辺の中心拠点では、県央に位置する大田市の中核にふさわしい魅力ある拠点とし、商業・業務・文化等の都市機能の充実を図るとともに、中心市街地の計画的な整備や安全・安心の住宅地整備等により、快適な居住環境の形成を図る。
- ・久手駅、仁万駅、温泉津駅周辺などの住商が近接した生活拠点では、地域の商業や福祉などの生活機能の充実により、生活利便性の向上を図る。
- ・市内に点在する集落では、周辺の自然環境や農業・漁業環境の保全・活用し、自然と共生した生活環境の形成を図る。
- ・石見銀山遺跡や国立公園三瓶山は、地域資源を保全・活用しながら観光・交流拠点としての整備を図る。

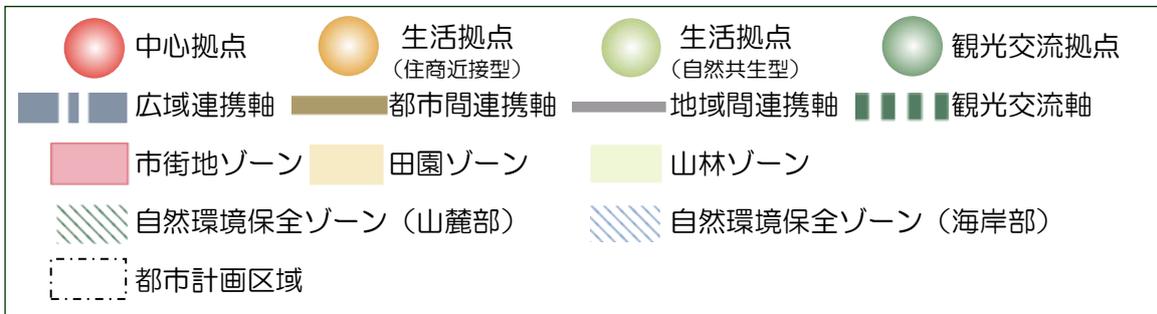
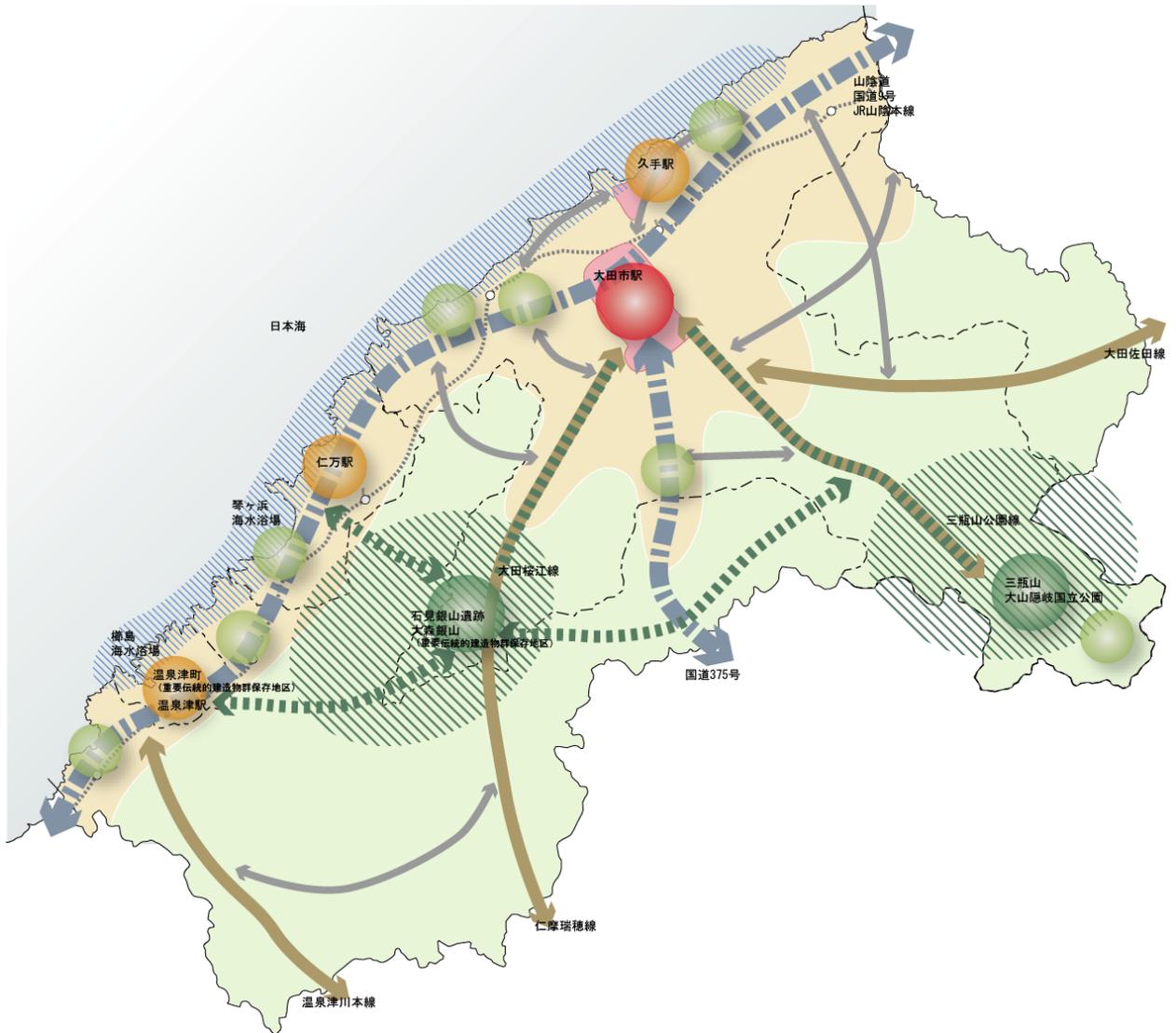
(2) 連携の方針 <一体的なまちづくりに向けた地域間連携の強化>

- ・JR 山陰本線や国道 9 号、国道 375 号は、大田市の骨格をなす重要な軸として、利便性・安全性の確保や沿道土地利用の計画的な規制・誘導等により、広域的な連携の強化を図る。また、山陰道の整備により、有効的な広域交流の促進を図る。
- ・中心拠点や生活拠点を中心に、都市間や地域間のネットワークを強化し、一体的な都市構造の構築を図る。
- ・効果的な地域振興を促進するため、観光・交流拠点と周辺地域との一体性を確保するとともに、市街地からの交流ネットワークを構築する。

(3) ゾーンの方針 <計画的な土地利用と地域資源の保全・活用>

- ・中心拠点や生活拠点の一体的かつ計画的な土地利用を行うため、都市計画区域の再編・拡大を行う。
- ・用途地域内やその周辺は、コンパクトで計画的な市街地形成を図る。また、市街地周辺や幹線道路沿道では、無秩序な市街化を抑制する。
- ・日本海沿岸や市南部に広がる山地は、大田市の貴重な自然環境として保全し、後世に継承する。特に、琴ヶ浜などの海水浴場や三瓶山・石見銀山遺跡周辺の自然環境は、大田市を象徴する貴重な資源として重点的に保全するとともに、観光やレクリエーションの場として活用する。

■ 将来都市構造

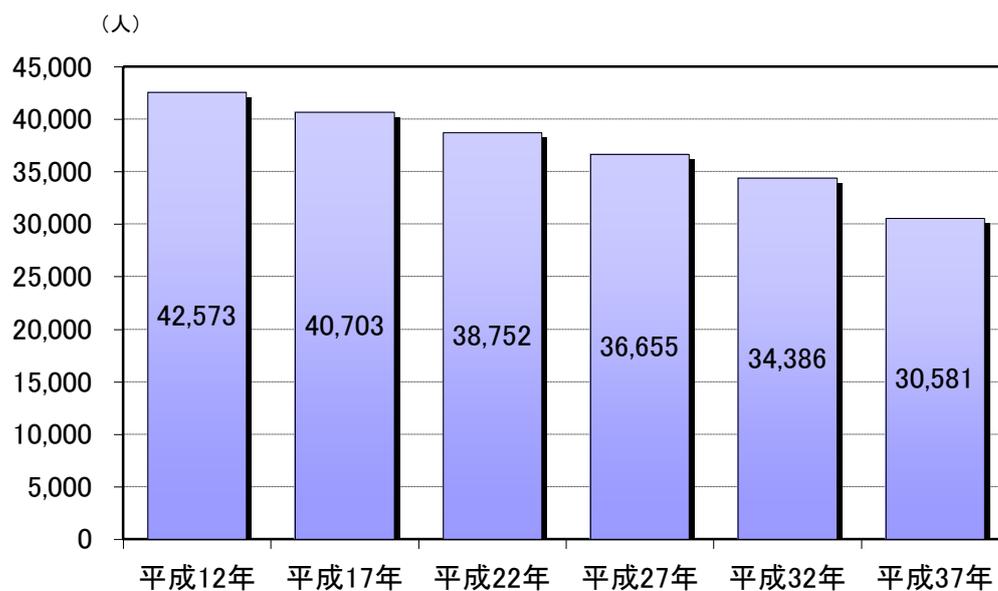


4. 将来人口フレーム

本市の人口は、平成17年の国勢調査で40,703人となっており、年々減少傾向にあります。近年の少子高齢化や若者流出等により、今後も人口減少が続くものと予想されます。将来推計人口では、都市整備の目標期間である概ね10年後の平成28年には、約36,000人まで減少することが予測されます。

全国的な人口減少社会において、人口増加を見込むことは難しく、少しでも人口減少を抑制するため、都市施設の量的な整備ではなく、市民ニーズに対応した効果的な都市整備を行っていくことが求められます。さらに、地域資源を活かした魅力ある地域づくりや市民のまちづくりへの参加を促進し、誇りと愛着を持って住み続けることができるまちづくりを行い、定住人口を確保することが求められます。

■大田市将来推計人口（参考）



※上記に示す将来推計人口は、コーホート変化率法を用いて、これまでの人口推移から今後20年間の人口動向を示した推計人口であり、目標人口ではありません。

第4節 都市整備の方針

1. 土地利用の方針

(1) 商業・業務地

- ・大田市駅周辺の計画的な市街地整備を行い、大田市の顔として魅力ある市街地形成を図る。
- ・商店街などの中心商業機能の再生とともに、国道9号沿道は、計画的な土地利用の規制・誘導による商工業の振興を図る。
- ・国道9号北側の工業施設や工業団地では、周辺環境と調和のとれた工業地の形成を図る。

<取組みの方向性>

- ・効率的で魅力あるコンパクトな市街地形成
- ・国道9号沿道の用途地域の見直しの検討
- ・商店街などの中心商業機能の再生
- ・土地区画整理事業の見直し

(2) 住宅地

- ・中心市街地周辺部は、市街地に近接する利便性の高い住宅地として、計画的な住宅立地を促進するとともに、安全な道路環境整備や医療・福祉や教育機能との連携により、良好な住環境の形成を図る。
- ・市街地周辺の丘陵地にある住宅地については、周辺の自然環境と共生した低層住宅地の形成を図る。

<取組みの方向性>

- ・環境・景観に配慮した住宅・住環境づくり
- ・医療・福祉や教育機能との連携による定住条件の整備

(3) 農地

- ・市街地を取り囲む区域は優良農地が点在しており、身近な自然環境や農業生産の場として、農業環境の保全を図るとともに、農業集落の環境整備を図る。
- ・国道9号や国道375号沿道に残る優良農地は、無秩序な農地転用を防止し、集落の生活環境の改善を図る。

<取組みの方向性>

- ・優良農地の保全
- ・幹線道路沿道の計画的な土地利用コントロール
- ・都市機能の郊外化の抑制
- ・集落の環境整備

(4) 山地

- ・市南部に広がる三瓶山や大江高山などの山麓部は、放牧などの農業や林業との共存を図りながら、その豊かな自然を保全しつつ、観光や景観資源として活用する。

<取組みの方向性>

- ・三瓶山や大江高山などの山林の保全
- ・環境保全活動の推進

(5) 自然・歴史環境保全区域

- ・国立公園三瓶山の三瓶山は、特に優れた自然の風景を有しており、他法令との連携により、現在の自然環境を保全し、観光資源として活用しながら後世に継承する。
- ・大森銀山や温泉津町の重要伝統的建造物群保存地区は、周辺の自然環境とともに、大田市の貴重な観光資源として保全・活用する。

<取組みの方向性>

- ・国立公園三瓶山の保全・活用
- ・大森銀山や温泉津町の歴史的町並みの保全・活用

(6) 海岸保全区域

- ・久手地区から五十猛地区に至る海岸や仁摩地区から温泉津地区に至る海岸は、海岸保全区域として、日本海沿岸の良好な自然環境の保全を図る。

<取組みの方向性>

- ・日本海沿岸の自然環境の保全・活用

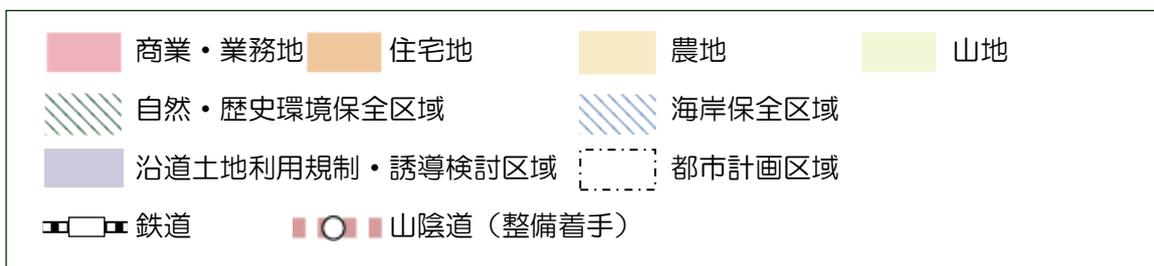
(7) 沿道土地利用規制・誘導検討区域

- ・国道 9 号沿道の有効的な商業立地やその周辺の良好な生活環境を維持するため、用途地域の見直しや特定用途制限地域指定などの土地利用コントロールを検討する。
- ・国道 9 号沿道の背後地では、沿道開発による住環境の悪化を防止し、良好な居住環境を形成する。

<取組みの方向性>

- ・国道 9 号沿道の用途地域の見直しの検討
- ・特定用途制限地域指定の検討
- ・国道 9 号沿道の背後地の良好な居住環境の形成

■土地利用の方針図



2. 道路・交通体系整備の方針

(1) 国道

- ・東西を結ぶ国道 9 号と南北を結ぶ国道 375 号は、県内の市町や他県を結ぶ重要な路線として広域な連携を強化する。
- ・さらに広域交流を促進するため、仁摩温泉津道路・多伎朝山道路・朝山大田道路の早期完成と出雲・江津間の全線の早期事業化に取り組む。

<取組みの方向性>

- ・国道の整備促進
- ・仁摩温泉津道路・多伎朝山道路・朝山大田道路の整備
- ・出雲・江津間の全線の事業化

(2) 主要地方道

- ・中心拠点や各生活拠点と隣接都市を結び、放射状に広がる幹線道路は、交流・観光による地域活性化に寄与する重要な路線として都市間の連携を強化する。

<取組みの方向性>

- ・主要地方道の整備促進
- ・主要観光地へのアクセス道路の整備促進

(3) 県道・市道等

- ・中心拠点や各生活拠点を結ぶ幹線道路は、一体的な都市形成を行うための路線として、地域間の連携を強化する。
- ・中心市街地とその周辺においては、土地区画整理事業や都市計画道路の見直しを行い、効果的かつ計画的な市街地内道路網の整備を行う。
- ・その他の生活道路においては、歩行者の安全の確保と快適な住環境の形成を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した人に優しい道路整備を行う。

<取組みの方向性>

- ・県道・市道の整備促進
- ・土地区画整理事業、都市計画道路の見直し
- ・未改良区間の改良整備の促進
- ・橋梁耐震化の促進
- ・快適で安全な歩行空間の確保

(4) 交通結節点

- ・ 中心拠点や生活拠点の交通結節点は、交通の混雑を避けるとともに、生活者の安全を確保する。
- ・ インターチェンジが予定されている地域周辺の交通結節点は、交通量の増加や宅地化需要の増加が予測されるため、都市計画区域の拡大や特定用途制限地域指定等の検討を行い、計画的な土地利用コントロールを行う。
- ・ 石見銀山や三瓶山などの観光地の交通結節点は、観光客が分かりやすい案内板の整備等により、観光客の迅速な誘導を行う。

<取組みの方向性>

- ・ インターチェンジ周辺の道路整備と計画的な土地利用
- ・ 都市計画区域拡大や特定用途制限地域指定等の検討
- ・ 交差点における交通安全施設の整備や右折レーンの確保

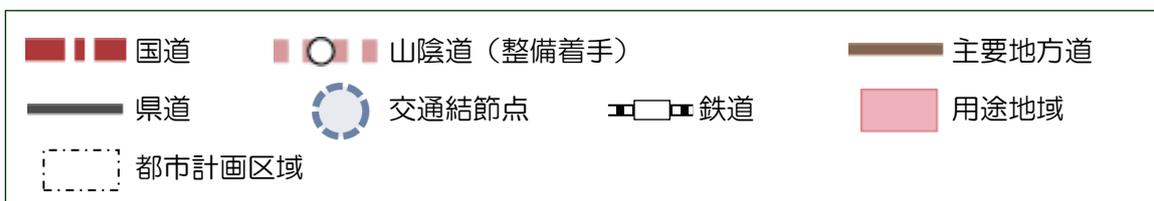
(5) 公共交通

- ・ 交通機関の円滑な乗り継ぎ強化、利便性の向上を図るため、JR 駅の機能強化や利用促進に努める。
- ・ 大田市生活交通確保対策実施計画に基づき、市民生活の利便性の確保のため、乗合いバス運行再編に併せ、デマンド型公共交通システムの導入を検討する。

<取組みの方向性>

- ・ 鉄道・バス利用の促進
- ・ デマンド型公共交通システムの導入の検討

■ 道路・交通体系整備の方針図



3. 公園・緑地整備の方針

(1) 都市公園

- ・用途地域内に点在する街区公園は、市街地の身近な都市公園として、積極的な緑化や整備・改修を行い、都市環境の向上を図る。
- ・市民の健康の維持・増進やレクリエーションの場として、大田市民公園や仁摩健康公園の整備、遊具の改修等を行う。
- ・石見銀山公園や櫛島公園は、周辺の自然環境と調和した公園の整備を図る。

<取組みの方向性>

- ・都市公園の整備
- ・都市公園内の緑化の推進
- ・遊具等老朽化した公園施設の改修

(2) その他の公園・緑地

- ・三瓶山周辺の自然公園や日本海沿岸に点在する海水浴場は、周辺の自然環境とともに保全し、レクリエーションの場として活用・維持管理する。
- ・物部神社などの市内に点在する寺社林とその周辺の緑地は、地域の歴史を象徴する市民の身近な風致緑地として保全する。

<取組みの方向性>

- ・自然環境に配慮した公園・緑地管理
- ・寺社林とその周辺の緑地の保全

(3) 水と緑のネットワーク

- ・周辺の山麓部から市街地に流れる三瓶川、銀山川、静間川などは、水と緑のネットワーク軸として、生態系や水質の保全を図るとともに、市街地においては、市民に身近な親水空間として河川環境に配慮した整備を行う。
- ・地域間や観光資源などを結ぶ道路は、周辺の自然環境の保全などの整備により、有機的な緑のネットワークの構築を図る。

<取組みの方向性>

- ・河川環境の保全と魅力ある親水空間の創出
- ・街路樹などの沿道緑化の推進
- ・市街地内に残る自然環境や生態系の保全

4. 景観形成の方針

(1) 自然景観

- ・市南部に広がる三瓶山や大江高山などの緑は、市街地や集落の背景になる貴重な自然景観として保全・活用する。
- ・琴ヶ浜や掛戸松島、波根の珪化木などの景勝地の地域特有の風景を有する日本海沿岸の自然景観を保全する。

<取組みの方向性>

- ・三瓶山などの山なみを遠景として眺望景観の確保
- ・日本海沿岸の景勝地の保全

(2) 歴史・文化景観

- ・大森銀山や温泉津町の重要伝統的建造物群保存地区は、大田市を代表する歴史景観として保全する。
- ・世界遺産に登録された石見銀山遺跡や周辺の文化的景観については、景観地区指定等の検討を行い、現在の歴史・文化景観を後世に継承する。

<取組みの方向性>

- ・大森銀山や温泉津の歴史的町並みの保全と活用
- ・石見銀山遺跡や文化的資源の保全
- ・景観地区指定等の検討

(3) 都市景観

- ・市街地やその周辺の地域においては、にぎわいのある都市景観の創出に努めるとともに、景観に配慮した建築物の立地を推進し、周辺の自然環境との調和を図る。
- ・住宅地においては、住民の景観意識の向上に努め、敷地内の緑化などにより良好な住宅地景観の形成を図る。

<取組みの方向性>

- ・中心市街地再生によるにぎわい景観の創出
- ・自然環境と調和した住宅地景観の形成

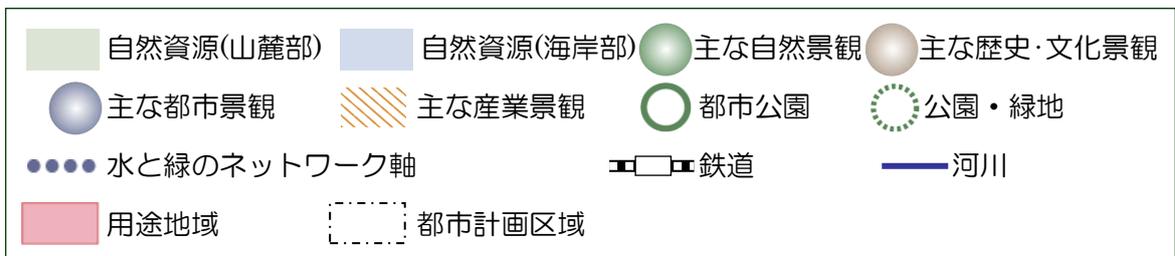
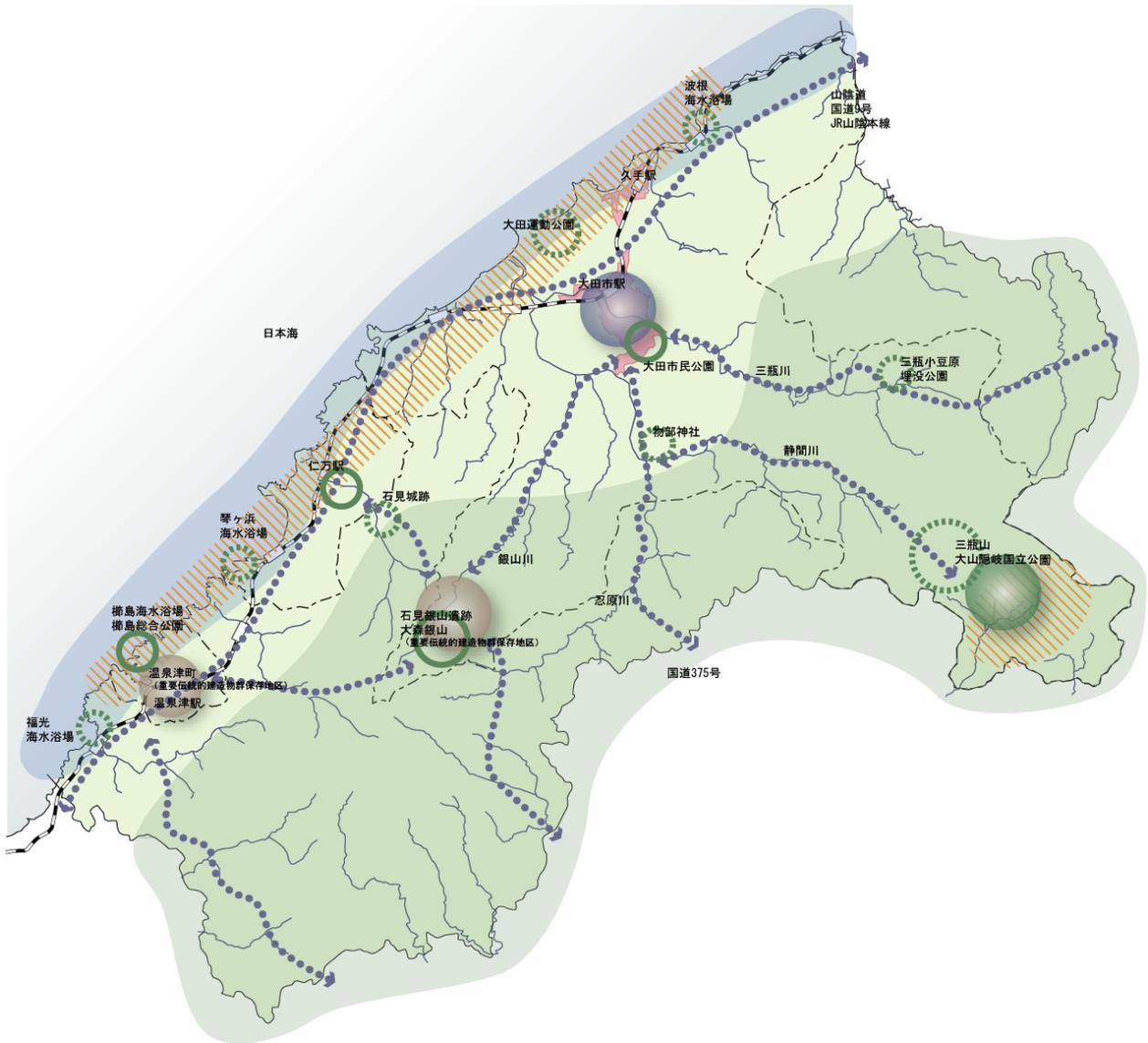
(4) 産業景観

- ・市内に点在する集落では漁業や棚田、瓦産業などの伝統的な生業を有しており、地域特有の産業景観として、地域住民の生活環境とともに保全する。

<取組みの方向性>

- ・漁村や棚田などの生業景観の保全
- ・地域特有の生活景観の形成

■公園・緑地整備と景観形成の方針図



5. その他の施設の方針

(1) 地域防災

- ・地すべり区域や急傾斜地崩壊危険区域などでは、災害防止の観点から市街化の抑制を図るとともに、防災事業の推進に努める。
- ・海岸部の漁村集落などの住宅が密集している地区は、計画的な基盤整備や住宅の建替えなどにより、住環境の改善を図る。

<取組みの方向性>

- ・災害の恐れがある危険な区域への市街化の抑制
- ・住宅地や農漁村集落などの防災機能の強化
- ・密集住宅地の居住環境の改善

(2) 公共公益施設

- ・多様化する市民ニーズに対応するため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化に努めるとともに、施設内緑化の推進など快適な施設整備を図る。
- ・生活拠点のコミュニティセンターや公民館を中心に、医療・福祉施設や教育施設などの計画的な整備や既存施設の有効活用に努め、市民の快適な生活環境の形成を図る。

<取組みの方向性>

- ・周辺環境と調和した公共施設の整備
- ・施設のユニバーサルデザイン化の促進
- ・施設内緑化の推進
- ・既存公共施設の有効活用

(3) 下水道等

- ・市民の快適な居住環境の形成に向け、大田、温泉津、仁摩の各処理区の計画的な事業推進を図るとともに、郊外部の既存集落においては、農業・漁業集落排水や生活排水処理施設の整備を図る。
- ・大田地区や久手地区など、浸水被害の恐れがある市街地においては、都市下水路、雨水渠の整備を検討する。

<取組みの方向性>

- ・公共下水道の計画的な整備
- ・農業・漁業集落排水、生活排水処理施設の整備
- ・市街地における雨水対策

6. 市民参加の方針

- ・まちづくり委員会など、市民がまちづくりに積極的に参加できる機会を提供し、地域が主体となったまちづくりを推進する。
- ・地域地区指定や市街地整備、公園整備などの都市計画事業の実施にあたっては、検討段階から市民意見の反映に努め、地域のニーズに即した都市づくりを展開する。
- ・都市計画提案制度など、都市計画に参加する様々な手法を市民に周知し、市民の主体的な都市づくりへの参加を促進する。

<取組みの方向性>

- ・都市計画提案制度の活用
- ・地区計画制度の活用
- ・都市整備にあたっての計画段階からの市民参加の促進